

■参考：支援や制度の説明

※調査票に記載している用語を簡単に説明したものです。

[子育てに関する支援など]

名称等	対象	内容
放課後児童クラブ (旧名称：留守家庭児童会)	小学生	昼間保護者のいない子どもを対象に、放課後に遊びや生活指導などを行う場所
児童センター	18歳未満	健全な遊びにより健康を推進しながら、その児童の情操を豊かにすることを目的とした施設
子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	18歳未満	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童福祉施設で預かる事業
ファミリー・サポート・センター 緊急さばねっと	小学生以下	育児の援助を行いたい者と受けたい者等からなる会員組織で、保育施設までの送迎や一時的な預かりなどを行う事業
子ども食堂	—	市民団体等が地域の子どもの対象に、栄養バランスの取れた食事や地域の人とのふれあいを無料または安価で提供する取組
学習支援事業	主に 小中学生	経済格差によって子どもの学力や進路に格差が生じないように、行政や民間団体が無償で行う学習支援の取組
就学援助	小中学生	経済的理由で小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品の支給などを行う制度
児童扶養手当	18歳未満	ひとり親家庭の父又は母などの養育者に対し、生活の安定や子どもの福祉の増進を目的として支給される手当
生活保護	—	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度
生活福祉資金	—	他の貸付制度が利用できない低所得世帯等の経済的自立を目的に、生活費や教育支援資金、その他の一時的に必要な費用等の貸付を行う制度
母子父子寡婦福祉資金	—	ひとり親家庭などの経済的自立を助けることを目的に貸し出す事業資金、修学資金や生活資金などの貸付金

[困ったときの相談窓口]

名称等	対象	内容
子ども総合相談センター	—	子どもの発達や子育て、学校生活に関する相談などに対応する市の相談支援機関（発達支援相談、家庭児童相談）
児童相談所	—	児童虐待、非行、不登校など子どもを取り巻く相談に応じ、子どもの権利を守る専門機関
その他相談窓口 (市民相談、女性相談等)	—	民事的苦情や悩み事の相談事案に対して適切な助言を行う相談窓口
母子家庭等就業・自立支援センター	—	ひとり親家庭の親の自立を促進するため、就業相談、技能習得、情報提供など就業・自立支援サービスを提供する機関
スクールカウンセラー	小中学校	児童生徒のいじめや不登校などの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家
スクールソーシャルワーカー	小中高校	社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家
民生委員・児童委員	—	地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者
母子・父子自立支援員	—	ひとり親家庭の親の自立に必要な情報提供、相談等の支援を行う者